

災害月報 の届出者の皆様へ



電子申請が始まります

2020年2月より、鉱山保安法の災害月報手続が
電子申請に切り替わります。

※2020年1月分の届出から対象です。

電子申請とは、これまで紙の書類で行われてきた手続を、
インターネットを利用して行えるようにするものです。

24時間365日
届出可能



ガイド機能で
らくらく入力



提出を
スムーズに



届出履歴を
簡単に確認



※電子申請に係る具体的な申請方法等については、
随時情報を発信させていただきます。